

平成29年度第3回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年6月12日(木)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年6月12日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

な し

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提出議題

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第13号 非農地証明書交付申請について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第17号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

議案第18号 農地の賃借料情報の公表について

その他

事務局
濱北会長

それでは皆様、御起立願います。礼。着席。

今日は欠席者はありません。

早速、始めたいと思います。例年になく麦刈りのときに雨が降らずに、いい麦がとれたんじゃないかなと思っております。実際には5月の12日に雨が降って、6月7日まで1回も雨が降りませんでした。いい麦ができたんじゃないかなと思います。ただ、今から田植えの時期が始まりますから、頑張っていたきたいと思います。

今日は29年度第3回の長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の提出議案は、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第13号「非農地証明書交付申請について」、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第16号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第17号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」、議案第18号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、4番宮野委員、5番上野委員です。よろしくお願いたします。

早速、議事に入ります。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、報告第9号でございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約届について次のとおり報告をいたします。

受付番号の2番でございます。賃貸人が建浜区の方、賃借人が折地区の方でございます。申請物件の表示につきましては、所在が大字高浜字岩原、地番が819番でございます。台帳、現況ともに田、地積が1,642㎡となっております。申請理由といたしましては、合意解約、耕作者の変更のためとなっております。合意解約の成立日が平成29年5月8日となっております。

続きまして、受付番号の3番でございます。賃貸人が永方区の方、賃借人も同じく永方区の方でございます。大字永塩字中牟田1251番、台帳、現況ともに田、地積が1,133㎡となっております。申請理由といたしましては、合意解約、契約内容の変更のためとなっております。合意解約の成立日、平成29年5月17日となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。報告第9号について何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。原案どおり決定いたします。

次に進みます。2ページです。

議案第13号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。これは、先月提出した議案の再提出議案でございます。どうぞよろしく申し上げます。事務局より説明をしてください。

事務局

議案の第13号でございます。非農地証明交付について次のとおり提出をいたします。

受付番号の1、こちらは福岡市内の方でございます。申請物件の表示でございますが、大字梅田字北山、地番が32番の1、台帳畑、現況山林となっております。地積が886㎡。申請理由といたしましては、地目変更のためとなっております。

今回、こちらのほうに別紙で資料をつけております。利用状況調査後のB分類判定農地の非農地化の取り組みについてということで、1枚おつけしております。今日説明をいたします6月から8月にかけての農地利用状況調査の実施の後ということで文書を書いております。

中段ぐらいになりますけれども、平成28年度に農地利用状況調査では、長洲町は約41ヘクタールをB分類として判定しております。今回、29年度でまた調査をお願いいたしますけれども、その結果において多少変化があると思しますので、その後、B分類の農地につきましては非農地化を進めていきたいと考えているところでございます。

下のほうに取り組みの流れということで書いておりますが、6月から8月にかけて利用状況調査をまたお願いしたいと思っております。9月になりまして、B分類の農地を再度、現地確認等したいと思っております。10月に農地所有者へ非農地への意向確認。11月に所有者等の意向に基づいて現地をもう1回確認をしたいと思っております。12月の定例会において非農地化の審議、所有者へ審議結果を送付させていただきたいと思っております。これを踏まえまして、平成30年1月に法務局で地目の変更登記というふうに思っております。これを行うまでには、税務課、法務局のほうと何度かすり合わせを行っていききたいと考えているところでございます。また、その下に書いております平成30年度以降につきましては、各地区の筆数、面積に応じて非農地化を検討していきたいというところで、予定と書いておりますけれども、平成29年度におきましては、今日出ておりますこの地域、まずは、梅田、建山地域の非農地化を進めていきたいと思っております。あと、平成30年度に腹赤、平成31年度に清源寺、上沖洲、平成32年度に折崎、平成30年度以降に宮野、永塩というところで、下に書いていますように長洲地区におきましては農振の用地がございませんので、随時検討していきたいと思っております。

検討事項といたしまして四つ書いております。こちらのほうを行いながら、今後、非農地化の取り組みに移っていききたいと考えているところでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、説明を終わりたいと思います。

濱北会長

ただいま議案第13号の説明と利用状況調査後の取り組みについてを説明い

ただきました。この件について何か質疑質問等はございませんか。
どうぞ。

池本委員

この取り組みについてということは、これは町長の承認を得たんですか。これは、ただ事務局等の案ですか。案も何も書いてなかけん。

事務局

決裁に回しまして、これでいくというところで今、進もうと思っております。

池本委員

じゃ、間違いなしということですね。

事務局

はい。

濱北会長

ほかにありませんか。どうぞ。

池本委員

それで、前回の件から一歩先に進むような形になったんですけれども、地目変更をする場合の登記料について、個人でした場合と行政で一括でした場合の登記料の負担といったものはどうなるんですか。

事務局

表示登記にはかかりません。

池本委員

個人でした場合は？

事務局

個人でもかかりません。表示登記はかかりません。

池本委員

地目変更は.....。

事務局

表示登記はかかりません。表示登記ですね。登記簿謄本を見られたことがある方はわかると思うんですけども、上の段が地目とか地番とか所有者の欄、表示の欄ですね。登記簿謄本というのが2段に分かれているんですよ。土地の住民票みたいなものなんですけど。上段に土地の表示というのが載っています。大字どこどこ字どこどこ、地番どこどこで、地目、面積なんですよ。それが随時、例えば長洲の場合は、昭和50年ごろですかね、国土調査が行われておりますけれども、そこで誤差が出たり、1000番を分筆した場合とか、例えば一番最初は1000番1,000㎡だったと。それを二つに割りましてという分筆をすると1000番1というのが新たにできますよね。そしたら、その下に1000番からの分筆1000番1ということでまた表示が載るんですよ。備考の欄に1000番からの分筆、何年何月と。その下の段が甲欄といって所有者の欄になるんです。当初の誰々、それから、例えば相続、売買とかで所有者がずっと変わっていくのが甲欄。もう1個あるのが乙欄。これが、ちょっと言い方は悪いですけども、抵当権とかそういう権利が乙欄と、土地の登記簿謄本は3段に分かれています。その一番上の部分の表示登記の欄の所有者変更、売買とかした場合の所有者変更の場合は、登録免許税というのがその土地の評価額に応じてかかります。ただ、地目の変更の表示登記変更は、費用はかかりません。

前回は話しましたがけれども、これで本人がする分には確かに問題ありません。あくまでも申請は土地所有者がすることになります。それを、ただうちが一旦中間で預かるだけです。なので、非農地化で地目変更するときは、長洲町とか長洲町農業委員会という言葉は出てきません。基本的には所有者変更の取りまとめをするだけです。

池本委員

個人ですることは、手続上も何もないわけね。

事務局

一応そのつもりでいます。そうじゃないと、せっかく非農地してもらって地目が変われるのに、変えらっさんならだめなので。ただ、もちろん地目変更、

池本委員

非農地、今から農地化利用状況調査の話もしますが、現段階では誰が所有者かもわかりませんし、もちろん未相続農地につきましても地目変更できませんので、できることから進めていくという形です。

前回までは、行き当たりばったりという言葉があるんですけども、まさに行き当たりばったり。言われたけんしたということだったんですね。今回、これだけ計画を立てれば、計画性があるって、ある程度先に進めるということで、いろいろ仕事をする中で行き当たりばったりで人から言われてしたっちゃ楽しくなかけん、こういった計画性をしっかり持って、そして、いろいろ進めていくなら物事が片づくと思いますので、町長の承認まで得たのなら、この計画をしっかりとやってほしい。そういう要望をつけて原案提案については問題ありません。

事務局
濱北会長
事務局

ありがとうございます。

ありがとうございました。ほかにないですか。

一つ済みません。多分、非農地については、長洲の場合は特に平たんが多かったりしますので、最初にこの梅田と高浜を選んだ理由としては、長洲と一緒に、青地が少ないのが一つです。青地の部分を勝手に外すことはできません。というのも一つです。

逆に言うと、農地多面の保全隊の部分、平たん部の圃場整備した場所、そこを非農地にすると、今度、保全隊に迷惑がかかるはずでもんね。なので、そういうところは慎重にしていかなければならないというところはありますので、永塩とか宮野とかを最後にしているのは、特に永塩の元ミカン山、構造改善で青地になっているんですね。青地が前段階にありますので。というので少しずらしているところはあります。

以上です。

馬場委員
濱北会長
馬場委員
事務局

ちょっとよかですか。

どうぞ。

非農地にした場合の固定資産税等はどうですかね。

そこは、税務課へ調べるところかなと思います。例えば山林と農地の評価の仕方、課税率が違ってくると思います。

馬場委員
事務局
濱北会長

わかりました。

あくまで、するのは山林か原野にだと思っています。

ほかになければ議案第13号について承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。原案どおり決定いたします。

次に進みます。6ページです。

議案第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第14号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

受付番号の1番、譲渡人が清源寺区の方、譲受人も清源寺区の方です。所在

地でございますが、清源寺字馬場、台帳、現況ともに畑。地積が75㎡になります。申請理由といたしましては、譲渡による所有権移転となっております。こちらの全部効率利用要件でございますが、現在、申請者は経営面積7,281㎡を経営されております。家族4人で農業に従事されており、水稻、野菜の作付をされております。今回の申請地につきましては、今後、野菜の作付を行うということで、全て農地を耕作するというごさいました。農作業の常時従事要件でございますが、現在、譲受人は40年以上の農作業の経験がございます。また、取得後も従事するというごさいました。農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、動噴1台、軽トラ1台を所有されて経営をしているということで、農作業には支障がないと思われます。通作距離でございますが、自宅より徒歩30秒程度で問題はないと判断しております。下限面積でございますが、取得後の面積が7,356㎡となりますので、面積要件には適合しております。地域との調和要件、地域との役割分担の状況でございますが、地域活動には積極的に参加するというごさいました。周囲の営農条件につきましては、申請地については野菜の作付を行うということで、農薬の使用方法及び農作業に関するものについては、地域の基準に従うというごさいました。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで地元委員の13番馬場委員に補足説明をお願いします。

馬場委員

13番の馬場です。

場所が、8から9ページを見ていただきたいと思ひます。腹赤小学校から西側に大体500メートルくらい離れたところに清源寺の天満宮があります。その境内のすぐ横にその場所があります。ここは道がないんです。で、譲受人の屋敷を通過して細か耕運機くらいで仕事はしておられました。それは親がしよんなはったですけん。ほって、親はもう亡くなって、ちょっとこれは野菜も何もつくりきらんという話ば聞いて、譲受人が自分の家の横であるから、後は私がしますということで、そういう話になっておりました。譲受人というとは、今、60ちょっとかな。親がまだおられますから、放棄地にはならないと思ひます。御審議をよろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と地元委員の補足説明が終わりました。この件について皆さん、何か質問等ございませんか。

濱北会長

なければ賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成で原案どおり決定いたします。

次に進みます。10ページです。

議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第15号でございます。農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出をいたします。

受付番号の3番でございます。譲受人が北九州市の方、譲渡人が玉名市岱明の方でございます。申請物件の表示でございますが、所在が上沖洲字前畑、地番が102番の15、台帳、現況ともに畑、地積が343㎡でございます。

申請理由といたしましては、太陽光施設、施設面積は204㎡となっております。こちらのほうでございますが、農地区分といたしましては第1種、第3種ともに該当いたしません。広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるということで、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の融資証明書と残高証明書が事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年8月1日より着工するよう計画をされており、遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に太陽光パネル76枚を設置するというので、適当な面積と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、近隣農地へ被害を与えることはないということでございます。

その他特記事項といたしましては、排水はなく、雨水は隣接する排水路へ流すということでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。地元委員で10番濱口委員に補足説明をお願いします。

濱口委員

10番の濱口です。補足説明をさせていただきます。

場所は、12ページを見ていただきたいと思います。上沖洲の南東側になりますけれども、海に近いところでもありますし、岱明町との境から70メートルぐらい西のほうに行った土地でありまして、住宅が建っている間に3枚ほど畑があります。申請地はその1筆であります。この土地の状況といたしましては、昔の塩田の跡地ということで、土質は小石まじりの砂地で、生産性の低い土地であります。それで、将来的にはここは耕作者がいないような土地でありますので、今回の申請に当たっては適正と思われまして、あと、北側に村の大きな排水路が通っていますので、排水についても何ら問題はありません。工事につきましては、工事車両が村の中を東西に走っている道路から約2メートルぐらい、排水路に沿ってありますので、ここから工事車両を搬入するというので、今回の申請に当たっては何ら問題ないと思われまして、御審議をよろしく願います。

濱北会長

ありがとうございました。受付番号3番について、事務局の説明と補足説明が終わりました。この件について何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ原案どおり承認してよろしゅうございますか。

濱北会長
事務局

異議なし の声有

ありがとうございました。全員賛成で原案どおり決定いたします。

次に、受付番号4番の説明をしてください。

受付番号4番でございます。譲受人が向野区の方、譲渡人も同じく向野区の方でございます。申請物件の表示でございますが、所在が大字宮野字中川、地番が1101番の5となっております。地目ですが、台帳、現況ともに田になっております。地積が330㎡。

申請理由といたしましては、個人住宅。施設面積が、延べ床面積でございますけれども120.27㎡となっております。こちらのほうでございますが、農地区分といたしましては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上の埋設道路の沿道区域でございます。おおむね500メートル以内の二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設があるということで、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関による事前審査結果が事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性といたしましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年9月25日より着工するということで計画をされております。遅滞なく事業が供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に個人住宅及び駐車スペースの建設をされるということで適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、盛り土工事をするので、南側及び西側との土地には土砂が流出しないように注意するということでございました。万が一隣接に害が発生した場合は、速やかに原状復帰をして隣接に迷惑をかけないように注意するということでございました。

その他特記事項でございますけれども、生活雑排水、汚水に関しましては公共下水道へ、雨水に関しましては北側町道の側溝に放流するというところでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長
増岡委員

ありがとうございました。ここで、地元委員の14番増岡委員に補足説明をお願いします。

14番の増岡でございます。

14ページ、15ページを御参照ください。これは、納骨堂からちょっと東側に上ったところに位置しております。幼稚園に行く手前のところにあります。ちょっと向こうに行けば鷺巣のほうに行くところの分岐点で、古城とか入り口のところを上っていったところに住宅ができております。左側のほうは高尾という場所ですが、こちらのほうは道路に面して、畑地を分筆した模様でございます。だから、現状は畑。何もつくってありませんでしたけれども、そういうところを住宅用に。それから、入り口なんですけれども、車の入り口、道路から

面してすぐはちょっと難しい。ガードレールがあるんですけども、今、申請地となっているところの曲がったところですね。南側に下るところから入り口ということです。今、消防の消火ボックスがあるんですけども、それとかガードレールがあるので、そこらあたりは話し合っただけで決まられると思います。南側と西側のほうには、今、事務局のほうから説明されたように盛り土をされるというところで、そんなに問題になるところはないかなと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま補足説明が終わりました。受付番号4番について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございました。原案どおり決定いたします。

次に、受付番号5番の説明をしてください。

事務局

受付番号5番でございます。申請人の住所でございますが、使用借人が熊本市北区の方、使用貸人が腹赤区の方でございます。所在でございますが、腹赤五反畑でございます。地番が3筆ございます。151番の3、151番の4、152番の6でございます。地積が、上から330㎡、110㎡、19㎡となっております。

申請理由といたしましては、個人住宅。あと、2筆に関しましては通路というところで申請が出ております。施設面積でございますが、延べ床面積が137㎡、こちらの129㎡というのは通路の面積でございます。

農地区分といたしましては、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第1種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますが、金融機関による事前審査結果と事前入金票が事業費を超過しているということで、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性といたしましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年7月末日に着工するということが計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請地に個人住宅及び駐車スペースと進入路の建設をするということで適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、建築に際し土砂流出等がないように留意されるということであり、整地の程度も造成ぐらい、盛り土、切り土はないということでございました。

その他特記事項でございますが、雨水は集水ますより町道の側溝へ、また、生活雑排水及び汚水に関しましては合併浄化槽から町道側溝へ放流するということがございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長
池本委員

ありがとうございました。ここで1番の池本委員に補足説明をお願いします。池本です。

位置図は、16、17にあります。腹赤小学校の北西に当たるところです。清和団地の入り口で、腹赤と清源寺の境界道路があるところ。151の1とか5は、申請者の使用貸人の子の家です。今回、家を建てるのは使用貸人の孫になります。周囲はほとんど家が建っているということで、今回、151の4とか通路に予定してありますけれども、ここは今、151の3の畑を耕作するための道路であって、現況、そのまま使えて、全く周囲に迷惑をかけることはないということで、私は適当だと思います。御審議よろしくをお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と1番の池本委員の補足説明が終わりました。この件について何か質疑等はございませんか。

どうぞ。

濱村委員

6番濱村です。

お尋ねの案件につきましては、事務局の説明、地元委員からの説明では何の問題もないような感じがしました。ないと思いますが、ただ、この宅地の場所が、公道に接しておる通路部分が、一部幅員が狭いところがありますので、農地法と建築基準法は別の法律ですから、農地法だけで審査するのはよろしいんですけれども、農地法上の許可を与えるときに、建築基準法と密接にかかわってきますので、その辺は建築は大丈夫かという程度の御助言をお願いしたいと思います。全て条件が良好なほうでありますので、問題はないと思います。ただ、以前、うちの集落です。過去において建築するという前提のもとに農地法上の許可申請があって、それが建築が不可能でありまして、荒れ放題の農地になっております。そういうことにつながりますので、一応、建築基準法は別物ですので、その辺を確認方お願いしたいと思います。

事務局

わかりました。

濱北会長

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で原案どおり決定いたします。

次に進みます。18ページです。

議案第16号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第16号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

19ページをごらんください。「今回」と書いてある左側のほうが今回提出されている分でございます。期間が3年、5年、10年、15年、20年ということでたくさんの方が出ております。今回、3年につきましては、田が552㎡、畑が414㎡となっております。5年につきましては、田が13万7,946.9㎡、畑が2,079

㎡となっております。10年が、田 1 万1,299㎡と畑が510㎡となっております。15年が、田が4,580㎡となっております。20年が畑だけで439㎡となっております。合計で田が15万4,377.9㎡と、畑が3,442㎡となっております。

次のページをごらんください。20ページに概要等が書いてありまして、21ページに賃借権の名前が書いてございます。次の22ページ、23ページまでずっと名前が書いてございまして、件数にいたしまして55件、田が96筆、畑が2筆となっております。合計で98筆、12万7,229.9㎡となっております。

次のページをごらんください。こちらが期間借地となっております。10件の件数となっております。田が14筆、畑が4筆となっております。合計で18筆、1万5,610㎡となっております。

次の25ページをごらんください。使用賃借権でございます。こちらも9件でございます。田が24筆、畑が1筆でございます。合計で25筆、地積が1万4,980㎡となっております。

以上で、簡単ではございますけれども説明を終わります。

濱北会長

ただいま説明が終わりました。議案第16号について何か質問等はないですか。どうぞ。

池本委員

15年とか20年とか、非常に長い期間があるんですけども、これはどういう内容ですかね。5年とか10年とか、20年もあるもんな。

事務局

まず、15年の1件は、賃借のところの23番を見てもらいたいと思うんですけどもハウスです。これはハウスが建っております。

濱北会長

馬場委員、どうぞ。

馬場委員

ハウスですね、施設園芸。あれが5年とか10年の契約ですね。そして、途中で戻せと言われることは絶対なかつたか。

松野委員

いや、絶対はないです。

事務局

絶対はないと思います。ですね。

松野委員

ですね。

事務局

絶対はないと思います。

松野委員

絶対はないです。返せと言われたら……。もう大変。

事務局

ただ、戻せと言われたときには相当大変と思います。

松野委員

もとに戻さなん。

事務局

田に戻さなければいけないので、皆さん、施設園芸の人たちは、今から収穫が終わった後に太陽熱かけて、全部終わった後、たい肥まで全部入れて、もみ殻も入れたりされています。小石まじりなので、石の除去まで言われたら、とてつもないことにはなるとは思います。

馬場委員

小石ね？

松野委員

水はけがいいように。

濱北会長

ほかにはないので、これ、承認してよろしゅうございますか。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次は26ページです。

議案第17号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案第17号でございます。農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会事務の実施状況等の公表について下記のとおり提出いたします。

下のほうに1番から3番を書いております。平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価。2番、平成28年度農業委員会における農地等の利用の最適化推進状況及び事務の実施状況。3番、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画というところで、27ページから書いております。別冊で説明つきということでお配りしている分でございます。こちらをごらんください。こちらに説明書き等をつけているところでございます。27ページにつきましては、点検・評価というところで、統計の数字、センサスの数字を入れ込んでくついているところでございます。

こちらのほうを見ていただいて、説明のほうはあれですけども、何かございましたら随時、1ページずつ聞いていこうかなと思いますので。随時1ページずつ聞いてください。1ページずつ進めていきます。

1ページ目は、先ほど局長が言いましたとおり、これは統計調査の数字になっております。耕地面積等は毎年、農政局等々がされております。農林業センサスにつきましては、5年に1度あります。おととしぐらい、多分皆さんの家にも調査員が来られたんじゃないかなと思います。いうのに基づいてしているところでございます。それが、農家数とか女性農業者数という形で出てきております。2番の農業委員会の体制づくりについては、現農業委員さんの16人の内訳が書いてあるというところが、
、農業委員会の状況になります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、
、担い手への農地の利用集積・集約化ということで、長洲町管内の農地ということで、これは統計上、今、684ヘクタールあります。こちらにつきましては、多分、耕作放棄地等のA分類、B分類は除いてある数字になっております。その中で、28年の3月現在なので27年度末、360ヘクタールの集積が現在行われているというところで、こちらのほうは年に1回、農林水産課のほうになりますけれども、毎年、県のほうより調査が行われております。済みません、ちょっと見にくいんですけども、担い手という概念が、まず、認定農業者、そして、認定新規就農者、それと、基本構想水準到達者。というのが、実際は認定農家であろうとか、認定農家をやめられた直後の方とか、そういう方になります。あと、集落営農経営体ということになっております。こちらの農家台帳上の先ほどの利用検討等の面積を合わせますと、大体360ヘクタールほどあったというところで、長洲町の大体半分、52%程度が、今、長洲町の担い手という方に集積されているという状況になっております。

それに基づきまして、2番の平成28年度の目標及び実績ということで、昨年、この7月の定例会で全く同じものが出されているかと思っておりますけれども、そのときの集積目標が2ヘクタールでありました。なので、集積面積360に2ヘクタール足しました362ヘクタールを28年度中の目標としておりましたが、29年

の3月現在、28年度末においての集積面積というのが353ヘクタールでございました。おそらく利用権の更新がまだされていないとか、例えば認定農家さんなり集落営農さんなりとかで、そのまま地主さんにお返しされたとか、いろいろな事情はあったかとは思いますが、7ヘクタールほどの減少と。うち、新規実績ということで、この新規実績につきましては、定例会で毎回諮っております利用権の新規面積のほうを合計したものを計上させてもらっています。で、362ヘクタールの集積目標に対して集積実績ということで割り戻すと97.5%ということで、多少の未達成という形にはなっております。

その下におきましては、その活動の目標、計画。これは昨年度の計画から引っ張っております。先ほどお話ししましたとおり、基盤強化法の利用権の再設定を促進して、そのまま面積を維持するということなんですけれども、実績等におきまして同じようなことを書いております。先ほどのように期間満了に近づいたものには、農林水産課のほうより御案内をさせていただいたり、農地中間管理事業の推進をさせていただいたりということで、年に2回、先ほどみたいな利用権の大きい月が出てきております。

目標に対する評価というところで、済みません、私の書き間違いで、最初の計算では達成できていたんですけれども、達成できていなかったの、ここは後で修正させてください。多少未達成なところがありますので、「実績については微々たる未達成であるが、それなりの活動ができた」と文言修正をしたいと思っております。評価についても、「農業経営基盤強化促進法利用権設定等の啓発や再設定の推進、農地中間管理事業の啓発等により、再設定を促すことはできているけれども、多少の未達成となった」というふうに修正をさせていただきたいと思っております。済みません。

以上が 番の集積・集約化というところになります。

御質問なければ、次に行ってよろしいですかね。

ありません の声有

事務局

続きまして、 、新たな農業を営もうとする者の参入促進ということで、農林水産課なり農業委員会、過去の私のほうで調べた結果、おそらく新規就農という話は皆さんもあんまりお聞きになられたことはないかなというところで、例年ずっとゼロでしたので、ゼロを羅列しております。

3番目の目標の達成に向けた活動ということで、新規就農者から相談があった場合は随時対応ということで、昨年も何件かはいろいろと問い合わせ等々はありますが、なかなか農地の取得なりとかで新たな就農というところまで至っていないのが現状でございます。

4番目の評価につきましても、なかったため、今後も新規参入促進を図っていきたいと。さらには、評価についても、関係機関というのは、農業委員会、町農林水産課、農協さん、そして県、いろいろな農業公社の新規就農センター等ありますので、いろいろなところと情報共有等を行い、実績の増加につなげたいと考えているところです。

以上が 番になります。

なければ、次の 番に行きます。

続きまして、 番目が遊休農地に関する措置というところで、まず、上の 1 番ですね。現状、27年度の数字になりますが、管内の農地面積、こちらはさっきの農地面積より少し増えておりますが、これは先ほどの管内の農地面積680 ぐらいに横の遊休農地面積(B)25.4ヘクタール こちらは27年度に調査してもらった分の A 分類の数字を足した数字が管内の農地ということになっております。それを割り戻すと3.58%。長洲の大体の農地の3.5%ぐらいが A 分類の荒廃農地ということになっております。

2 番目、平成28年度の目標及び実績というところで、平成28年度につきましては A 分類を 2 ヘクタール解消しようという目標を掲げてありましたが、実際解消できたのが 4 反になっております。昨年、皆様に調査していただいた28 年度の利用状況調査の A 分類が25ヘクタールでしたので、達成状況20% となっております。

3 番目の活動というのは、昨年度、皆様に御協力いただきました農地利用状況調査の計画とその実績を書かせていただいております。

これが、4 番の遊休農地に関する措置の評価という形になります。

御質問等なければ。

池本委員

この管内農地面積709あるでしょう。それと、1 ページ目の最初の耕地面積とか農地台帳面積、この辺との面積がうんと違うとるけん、これがわからんとたいな。見よったばってん。

事務局

これが、それぞれの統計用語の統計する項目が全て違うんですよね。耕地面積というのは、1 ページ目に四角で囲っておりますけれども、これは九州農林水産統計で市町村別耕作面積で、農政局で出されている分になります。その下の経営耕地面積については、書いてあるとおり「農林業センサスに基づいて」ということで、農林業センサスでの土地面積です。さっきお話ししたとおり、2 年前、皆さんのところにセンサスで調査員が伺っていると思うんですね。調査票を持ってこられて。最後の農地台帳面積というのは、もちろんきれいにされている耕作面積、そのほか先ほど言った A 分類、今度出てくる B 分類、田畑だけですけれども、すると大体800ぐらいが一応数字にはなります。なので、それぞれ統計の調べ方が若干違うので、こういう数字のばらつきになってはおります。

池本委員

長洲町の数値ということじゃないの。農業委員会か農政課が出した数字じゃなかつね。

事務局

難しいです。済みません。ほんとうに農地と言われると難しいんですけども、登記簿上の田畑の面積だけが一番確実に出てくるんじゃないかなと思います。ただ、そこも転用がかかったとかいろいろあると思うんですけども。なかなか実際、ほんとうのきっちりした耕作面積、耕地面積というのは難しいかとは思っています。

次に行ってよろしいですかね。

番目の違反転用の適正な対応というところで、管内の農地面積684ヘクタ

ールにつきまして、700㎡が今、違反転用というところで県のほうに上げております。実際を言うと、ここは随時違反転用に対応していきたいところではあるんですけども、なかなか転用申請が上げにくいところではございます。

以上です。

よろしければ次に行きます。

次は、農地法等による権限に属された事務の点検というところで、この定例会のことになります。

1番は3条申請ですので、これは昨年の3条申請12件、皆さんのほうに御審議をいただいております。

2番目が転用関係申請で、4条と5条の申請件数、審議していただいたところになっております。以上です。

続きまして、農地所有適格法人の長洲町の件数と、そこからいただいた報告書等々の件数になっております。

4番目の情報提供というのが、上の賃料情報調査・提供というのは、この次の議案で28年分は今から御審議いただきますが、27年分につきましては28年7月に189件の調査データに基づき公表してありました。あと、昨年の基盤強化の新規件数の農地の新たな権利移動というところで書かせてもらっております。その下が農家台帳上の面積としては806ヘクタール、昨年度はありましたというところですよ。

続きまして、地域農業者からの長洲町農業委員会に対する意見等々ですが、まだ農地利用の最適化に関してはありませんけれども、特にないというところで挙げております。

あと、総会の議事録等につきましては、1カ月後で申しわけありませんが、皆様にサインをいただいた後にホームページに載せております。御審議いただいた後、この点検・評価につきましてはホームページ上に載せるということになっておりますので、昨年度の28年については公表してあります。こちらが28年度の点検と評価になります。

28年度中で一括で構いません、何か御質問があれば、なければ次に行きますけど、いいですかね。

ありません の声有

事務局

次の別紙3というのは、先ほど点検した分をこの項目ごとに一覧に羅列した横数字ですので、これは特別に気になさらないでください。見やすく1件1件、その数字だけを書いたものになります。

続きまして、29年度、今年度の目標と活動計画になります。

番目の農業委員会の状況につきましては、先ほどの28年の実績が29年3月31日現在、こちらが29年4月1日現在ですので、全く一緒でございますので説明は省かせていただきます。

続きまして、めくっていただきまして2ページ目が、農地の利用の集積・集約化で、今年度の目標になります。今年度の管内の農地面積、現在が680ヘクタールで、先ほど御説明しました28年度末で353ヘクタールというところで、

現在51.9%となっております。この中で今年度の新たな集積目標というところで、うち新規集積面積のところ、プラス2ヘクタールと挙げております。この2ヘクタールといたしましては、今年度末で行末川沿いにあります第1腹赤圃場整備 沖洲、腹赤、清源寺、5年前にした最初の圃場整備ですね。あそこが農協さんがいた円滑化団体が入って利用権を結んであります。今、こちらにほうにつきましては、中間管理機構を通そうという形で、農林水産課なりと農協さん、県なりで動いております。その中で5年たちましたので、例えば離農される方がおられたり、新たに近くの人が貸したりする可能性も、そういう中間管理機構が事業を紹介していく中でそういう方がおられればというところで、一応、1ヘクタールの目標と。もう1ヘクタールにつきましては、その他の場所につきましては個人相対とかもいろいろありますので、それを含めまして、2ヘクタールという目標を掲げております。

番について何か御質問等があれば、よろしいでしょうか。

ありません の声有

事務局

なければ次の 番目が、また新規就農者絡みになります。

過去の実績、1番につきましてはずっとゼロです。

2番目の目標ということで、今までゼロでございましたので、目標1経営体。参入目標面積0.5ヘクタールと書いてありますのは、3条資格要件の最低下限面積、5反要件という意味を込めて1経営体の5反ということになっております。こちらについてが、米の1の注意書きを見てもらうとわかるとおり、法人雇用とか親元就農は含みません。なので、一応、5反要件の参入面積5反という形で挙げさせてもらっております。

よろしいでしょうか。

ありません の声有

事務局

なければ、次の 番に行きたいと思います。

こちらが今年度の遊休農地に関する目標になります。28年12月現在で管内の農地面積は、先ほどの管内面積に、去年皆様にお調べいただいた遊休農地のA分類の面積25ヘクタールを足しております。すると、長洲町で3.5%がA分類の農地となっております。

解消の目標面積につきましては、A分類につきましては1ヘクタールというところで挙げております。昨年が目標2ヘクタールに対しまして4反とちょっとすくなかったので、半分の1ヘクタールというところで書かせていただいております。活動の計画につきましては、農業委員さん、事務局とあわせてこれからの6、7、8月に向けて取り組みまして、取りまとめを9月、10月という形で挙げております。その結果に基づきまして、農地の利用意向調査を11月以降に行いたいと考えております。

以上です。何か遊休農地関係で御質問あれば、よろしいでしょうか。

ありません の声有

事務局

なければ次のページに行きたいと思います。

こちらは、先ほどの違反転用のところ、また同じ管内面積680に対しま

して700㎡というところで、今後、利用状況調査も含めて新たな違反転用等が出てくるかと思えます。その場合、随時、転用の指導等を行っていききたいというところで書かせてもらっております。

濱北会長

済みません、長くなりましたけれども、17号の議案書で言うと26ページからずうっといきました38ページまでの分が以上になります。

今、事務局から説明がありました、皆さんも帰ってから十分見ていただいて、そして、何か質問したいことがあれば、農業委員会のほうで説明しますので、帰ってから見ていただくようお願いをしたいと思います。

次、最後になります。39ページです。

事務局

議案第18号「農地の賃借料情報の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

議案第18号でございます。農地法第52条の規定に基づき農地の賃借料情報公表について、下記のとおり提出するというところで書いておりますが、40ページ、次のページをごらんください。

40ページ、最後のページでございますが、長洲町の農地賃借料の情報ということで書いております。平成28年の1月から12月まで締結された賃貸借における賃貸借水準、1反当たり、以下のとおりとなっておりますということで書いております。田の部、長洲町全域で平均1万414円、最高が7万、最低が2,651円でございます。締結筆数が505筆ですね。畑のほうです。長洲町全域で平均が1万781円、最高が1万1,500円、最低が5,750円ということで8筆、公表されております。畑の樹園地の部はありませんでしたので、ゼロと書いております。一番下の米印、賃借料を物納支給とした場合は、60キロ当たり1万1,500円で換算しているということで、こちらのほうを示しております。

簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

濱北会長
馬場委員
事務局
濱北会長

議案第18号の説明が終わりました。この件について何か質問等はないですか。質問じゃなかばってん、ここの7万円はミニトマトですか。

だと思います。

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、これで質疑を終わりますが、その他の件でほかに何か皆さんからありますか。

どうぞ。

池本委員

前日も話したんですけども、農業委員活動の記録簿の記入例というものがありますが、3月で終わって提出してありますよね。事務局から見て記入状況は満足いくものであったかどうか。

事務局

人それぞればらばらです。ほんとうに細かい方もおられれば、ただ日程と時間と書いていただいている方もいろいろおられます。

まず、これを配っていますけれども、また文が長くて済みません。これにつきましては、活動記録簿の中にある記録の書き方というのを私が読んで、私なりに大体要約したような形で書いております。特に下線を引いた部分はその項

目の一番わかりやすい部分になるかなと思っておりますので、そこについたときに各月のところを書いていただければと。で、活動メモのところがあると思いますので、そこにどのような状況をしたというところまで最低書いていただければと十分助かります。その中でまた詳しいことがあれば、御存じだと思いますけれども、ページをめくった最後ら辺には活動記録帳ということで5行以上書くところもありますので、この中に書いていただきたいと思います。最低でもこの日誌のところのこの部分は書いていただきたいのが現状です。ここですね。今回のところは、済みません、まだ半分のこっちの部分なんですけれども、特に次の新体制になると、この日誌が一番重要になってきますので、よろしくお願ひします。書き方でわからないところがあれば、何月何日何時から何時までで、メモ書きで何々をしたというところだけでもまず残しておいていただいて、後日、相談ください。そこでどういうところに該当するかを一緒に考えていきたいと思ひますので、参考になるかわかりませんが、いろいろな記入例等を見ていただいて、書いていただければと思ひます。

濱北会長

質問、私からいいですか。

1日したことは丸、半日は三角になってます。例えば調査をしたとき、2時間で終わったときは、2時間というのはどう。

事務局

時間を書いていただくのが一番かなと思ひています。何が半日でどうのこうのと考えるよりも、時間を。言い方を変えれば、10時から12時にしても半日、朝6時の涼しいときから12時まででも半日なら、ちょっと考え方がいろいろあると思ひるので、時間を書いていただいたほうが一番よろしいかと思ひます。普通なら半日イコール4時間と思ひならそうかもしれないと思ひますよね。

濱北会長

とにかく時間を書く。

事務局

が、よろしいかと思ひます。お願ひいたします。

濱北会長

わかりました。

池本委員

それといいですか。今、新農業委員会になったら、記録台帳は新委員にならんと今でもですね。だから、私が言うのは、こういったものをただやるじゃなくして、やっぱり事前に勉強をなささいということなんです。ただやりっ放しで回収しますじゃ、満足いくものはないわけでしょう。それをしっかりと記入して、事務局が満足あるような記入法を書いていたものを県等に提出するかどうかわからんけれども、それが本当に記録に残るわけなんです。だから、そういうことをなささいと言うとるわけですね。

具体的に、こういった例はどうしますか。私は農業委員です。ほかに一般の人がいます。いわゆる田んぼが交互になってました。私が話を持ち出してそれをひっつけましたと。これは個人の利益になるわけなんです。そういったものが農業委員の活動として出るものであるかどうか。農業委員の活動として記録に残していいかどうか。そういうところがあるわけですね。それと、馬場委員もしてますけれども、私も第2圃場整備の名前に関して今までは推進委員でした。今回から換地委員になります。そういったものは農業委員として記入していいかどうか。そういったこともあるわけなんです。ね。

だから、そういったものを議論せんけん、ただ定例会出ただけしか書いて出さんわけよ、せからしかけんが。ほすと、満足いく日誌にならんわけなんですよね。せっかく厚か立派なものをやとったっちゃ、何もならんわけですね。そやけんが、一番大事なものを事務局として勉強会を設けなさいということなんですよ。そして、勉強をしっかりと記録を残せと。それによって誰でも意識も変わっていくんですね。確かに、大ごとだったかもしれんばってんですね、それでまだ満足じゃなかわけなんですよね。これ、書いてなかこつ、今、濱北委員長も、時間はどがする。私も今もうたけん、見よったら、時間を書いてくださいて書いてあったばってんですね、結局、私がそういった詳細を尋ねれば、そういったものがほんとうに記入していいものであるか悪いものであるかちゆうことなんですよね。いろいろな面で、農業委員をしとれば、違った目で、ほんな詳細なことですけれども、農業委員としての活動をしよるかもしれん。今言うたごと、圃場整備の推進委員をしました、それに私はたまたま農業委員にもなとりました、いわゆる同意を得るために夜に何人でも連れて回りました。そういったものもほんとうに農業委員の活動になるかならないか。わしや、活動にはなると思うけんですね。記入していいか悪いか。

事務局
池本委員

できる範囲で、多くの記入があった中でそこからと思います。

そうすれば換地委員会に出席しましたでも書いとってよかわけなんですよね。推進しましたとか。隣の人と畑が4枚交互になとったとばですね、両人で相談してやり直したとか、そういったものも活動に。だけん、言いかえれば、それは個人の家でやったことじゃなかと言えれば書けんわけですよね。

事務局
池本委員
事務局
池本委員

広く見れば全体的なあれになるけんが丸じゃないの。

自分がためにもなとるし。

全体のためになるんであれば丸だと思います。

それで、そういったものでも書いていいよとか、そういったものはだめですよとか、事務局ははっきり言うて、そういったものを教育してもらわないかん。事務局が知らんならおとどんは書かれんじゃなかですか。

事務局
増岡委員

どんな些細なことでも書いとってもらうほうが一番と思います。

それと、その報告の分にあわせてですけれども、私、女性委員のあれになったから、その分でものすごく出番が多かったんですよね。それとまた研修会とかがあった場合、最初のうちはしっかり出るが、余白が少なくなってきた、日にちとあれとで、どういうことを書いたとかというのは、それは別に追加してよろしいですか。

事務局
増岡委員

それは全然問題ないです。

もうページが足らなくなるわけ、研修の欄だけでも。すごい出番が多いから、どこどこで何時から何時までと書こうと思って、それだけでもいっぱいいいになって、あとはもういいかなと乱雑になってね、わかるかなみみたいな感じだけれども。ほかのほうのは事務局が把握できても、女性の役員として出ているときのほうが把握できていないと思うので一応書いたんですけれども、その場合は別紙を追加していいんですかね。

事務局
増岡委員

追加して。はい。
その辺の書き方がね、最初は丁寧に書いていたんですけども、あとは書く欄がないので何行ごとにしてまとめなければいけないのかなとか思ったんです。済みません、なら、添付する。

事務局
濱北会長
増岡委員
事務局
濱北会長

はい。
せからしかばってんが、こまめに書いてください。
一応、最初は書いてました。だから、書く欄がなくなってきた。
お願いします。
ほかにはないですか。

濱北会長

ありません の声有
なければ事務局のほうからその他の件について何かないですか。

(その他事務局説明)

1. 活動記録セットの記入例について
2. のうねん5月号の配布について
3. 農地相談会の開催について
4. 非農地化の取組について
5. 農地利用状況調査について
6. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

濱北会長

事務局の説明が終わりました。これをもちまして、平成29年度第3回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会(終了 午前11時25分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印